

③ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の手続きはお早めに

問 社会福祉課(内線 157)

令和3年度の住民税が非課税である世帯などに対し、1世帯あたり10万円の臨時特別給付金を支給しています。確認書が自宅に届いていてまだ返送をされていない方は、受付の期限がありますので、お早めにご対応ください。

【追加事項】

令和3年度は課税世帯であったが、令和3年1月2日から令和3年12月10日までの期間に課税者(扶養者)と離婚をし、被扶養者のみが残った場合は、住民税非課税世帯として受給対象となることがありますので、お問い合わせください。

【対象世帯】**1 住民税非課税世帯**

令和3年12月10日時点で笠間市に住民票があり、世帯全員が令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

2 家計急変世帯

申請時点で笠間市に住民票があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、世帯全員それぞれの年収見込額が、住民税非課税相当額以下となる世帯

(年収見込額：令和3年1月から令和4年9月までの任意の1か月収入×12)

※住民税非課税世帯・家計急変世帯ともに、住民税が課税されている方の住民税控除対象扶養親族等のみの世帯は、本給付金の対象ではありません。

※申請方法等は市ホームページを参照いただくか、お問い合わせください。

【受付期限】

1 住民税非課税世帯 5月10日(火) ※当日消印有効

2 家計急変世帯 9月30日(金) ※当日消印有効

④ 固定資産税納税通知書を発送します

問 課税に関して：税務課(内線 110) 納税に関して：収税課(内線 121)

令和4年度固定資産税の納税通知書を4月13日頃に発送します。納税通知書の税額や、同封されている「課税明細書」に記載されている資産の詳細などを確認いただき、納期限までに納付してください。

「全期前納納付書」で納付する方は、誤納付を防ぐため、送付された納付書のうち「期別納付書(1期から4期)」は適切に廃棄処分等を行ってください。また、全期前納納付をする場合の納期限は5月2日(月)となります。

⑤ 市ホームページに「デジタル支所」を開設しました

問 デジタル戦略課(内線 217)



4月4日から、公民館の利用予約や福祉分野の相談予約、各種申請がWeb上で完結できるよう、市公式ホームページ内に「デジタル支所」を開設しました。

取り扱い項目 ①行政手続きのオンライン申請 ②子育て・福祉相談Web予約 ③電子図書館
④スポーツ施設予約 ⑤公民館・地域交流センター予約
⑥地図情報システム(令和4年度構築予定)

右上の二次元コードから「デジタル支所」にアクセスできます。ぜひご利用ください。

※市公式LINEからオンライン申請もできるようになりました。

小さな命大切に。犬・猫の不妊、去勢手術をしましょう。